

第 1 4 号 議 案 令和 7 年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給 水 対 象 瀬戸市始め31市 7 町 1 広域事務組合 3 企業団

2 年間総給水量 421, 000, 000m³

3 一日平均給水量 1, 153, 424m³

4 主要な建設改良事業

(1) 水 源 建 設 事 業 設楽ダム建設事業負担金

事業費 2, 176, 215千円

(2) 浄水場関係建設事業 尾張西部浄水場、上野浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事

事業費 5, 527, 877千円

(3) 施 設 改 良 事 業

事業費 14, 452, 999千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事 業 収 益 35, 955, 292千円

第 1 項 営 業 収 益 32, 251, 038千円

第 2 項 営 業 外 収 益 3, 704, 254千円

支 出

第 1 款 事 業 費 35, 563, 239千円

第 1 項 営 業 費 用 31, 792, 951千円

第 2 項 営 業 外 費 用 3, 767, 288千円

第3項 予 備 費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,479,910千円は、過年度分留保資金で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 16,377,351千円

第1項 企業債 11,291,000千円

第2項 国庫支出金 1,181,819千円

第3項 工事負担金 795,762千円

第4項 受託事業収入 4,143千円

第5項 他会計出資金 3,104,625千円

第6項 雑収入 2千円

支 出

第1款 資本的支出 32,857,261千円

第1項 建設改良費 22,771,977千円

第2項 建設利息 115,079千円

第3項 償還金 9,965,205千円

第4項 予備費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管路情報システム改良・運営費	令和８年度から 令和12年度まで	22,880千円
豊橋浄水場等整備・運営等事業契約	令和７年度から 令和37年度まで	39,521,433千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
知多浄水場始め３施設計装設備改良維持事業契約	令和７年度から 令和32年度まで	14,500,000千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
犬山浄水場始め２浄水場運転管理業務委託	令和７年度から 令和12年度まで	928,345千円
筏川取水場及び弥富ポンプ場維持管理業務委託	令和８年度	9,504千円
名 港 導 水 路 撤 去 工 事	令和８年度	244,571千円
豊 橋 線 不 断 水 弁 設 置 工 事	令和８年度	138,930千円
第２津島幹線送水管布設工事	令和８年度から 令和10年度まで	2,646,506千円
豊田第４供給点建設工事	令和７年度から 令和８年度まで	60,000千円
豊橋城下線電気防食設備設置工事	令和８年度	157,600千円

	水道広域連携検討調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	34,353千円	
	犬山浄水場始め2浄水場薬品注入設備改良工事	令和8年度から 令和9年度まで	3,262,089千円	
	尾張西部浄水場始め5施設電気設備改良工事	令和7年度から 令和9年度まで	351,358千円	
	木曾川幹線送水管布設工事	令和8年度	41,670千円	
	海部南部線送水管布設工事	令和8年度	83,706千円	
	七宝線送水管布設工事	令和8年度	96,253千円	
	第2津島幹線送水管移設工事	令和8年度	159,897千円	
	高蔵寺浄水場始め2浄水場機械設備改良工事	令和7年度から 令和8年度まで	525,183千円	
	尾張東部浄水場始め4浄水場ポンプ設備改良工事	令和8年度から 令和9年度まで	528,741千円	
	高蔵寺中区線送水管布設工事	令和7年度から 令和8年度まで	100,000千円	
	愛知用水水道事務所庁舎長寿命化改良工事	令和8年度	272,052千円	
	美浜線送水管布設工事	令和8年度	458,596千円	
	豊明線送水管布設工事	令和7年度から 令和9年度まで	323,965千円	
	武豊線送水管布設工事	令和7年度から 令和9年度まで	200,000千円	
	南知多線送水管布設工事	令和7年度から 令和9年度まで	295,270千円	

	美浜線始め2送水管制水弁改良工事	令和8年度	2,779千円	
	高浜線送水管布設工事	令和7年度から 令和9年度まで	200,000千円	
	三好線送水管布設工事	令和8年度	44,628千円	
	高浜第1供給点構造物耐震補強工事	令和7年度から 令和8年度まで	6,601千円	
	豊川調整池屋根改良工事	令和8年度	341,850千円	
	豊川権現線電動弁改良工事	令和8年度	69,189千円	
	新城線送水管布設工事	令和8年度	99,487千円	
	音羽線送水管布設工事	令和7年度から 令和9年度まで	200,000千円	
	渥美線送水管布設工事	令和7年度から 令和9年度まで	200,000千円	
	尾張東部浄水場始め5浄水場電気設備改良工事	令和7年度から 令和9年度まで	417,222千円	
	次世代高度情報通信ネットワーク整備工事	令和8年度	1,053,531千円	
	尾張水道事務所庁舎長寿命化改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	20,605千円	
	木曽川幹線送水管路調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	30,916千円	
	高蔵寺浄水場始め5浄水場薬品注入設備改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	208,097千円	
	高蔵寺浄水場始め3施設ポンプ設備改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	84,726千円	

高蔵寺高区・中区・低区線送水管路調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	31,218千円
旭低区線送水管路調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	23,407千円
高浜線送水管路調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	17,668千円
美浜線送水管路調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	23,505千円
南知多線送水管路調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	39,085千円
幸田浄水場構造物耐震補強調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	27,790千円
新城線送水管路調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	66,094千円
愛知県水道用水供給事業許認可申請資料作成業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	14,900千円
豊川浄水場始め3施設計装設備改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	78,300千円
広域送水監視制御システム改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	22,533千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 起債の目的 | 建設事業費及び施設費 |
| 2 | 限度額 | 11,291,000千円 |
| 3 | 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 | 利率 | 9.0%以内 |
| 5 | 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に |

元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 2,728,263千円

2 交際費 74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、181,988千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,586,000千円と定める。

令和7年2月17日提出

愛知県知事 大村秀章

第 1 5 号 議 案 令和 7 年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給水事業所数 379か所

2 年間総給水量 444,981,720m³

3 一日平均給水量 1,219,128m³

4 主要な建設改良事業

(1) 豊川用水 2 期関連事業	豊川用水 2 期事業費負担金	事業費	191,871千円
------------------	----------------	-----	-----------

(2) 施設改良事業		事業費	10,134,189千円
------------	--	-----	--------------

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事 業	収 益	15,742,389千円
第 1 項 営 業	収 益	14,228,970千円
第 2 項 営 業 外	収 益	1,513,419千円
支 出		
第 1 款 事 業	費 用	14,292,967千円
第 1 項 営 業	費 用	13,546,231千円
第 2 項 営 業 外	費 用	743,736千円
第 3 項 予 備	費 用	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,034,587千円は、当年度分損益勘定留保資金3,521,329千円、過年度分留保資金3,551,258千円、減債積立金1,962,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	5,916,058千円
第1項 企業債	4,409,000千円
第2項 国庫支出金	340,640千円
第3項 工事負担金	107,201千円
第4項 受託事業収入	965千円
第5項 他会計出資金	982,005千円
第6項 他会計借入金	76,245千円
第7項 雑収入	2千円

支 出	
第1款 資本的支出	14,950,645千円
第1項 建設改良費	10,683,652千円
第2項 償還金	4,261,993千円
第3項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管路情報システム改良・運営費	令和８年度から 令和12年度まで	22,880千円
豊橋浄水場等整備・運営等事業契約	令和７年度から 令和37年度まで	413,996千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
知多浄水場始め３施設計装設備改良維持事業契約	令和７年度から 令和32年度まで	1,450,000千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
上野浄水場運転管理業務委託	令和７年度から 令和12年度まで	120,275千円
水道広域連携検討調査業務委託	令和７年度から 令和８年度まで	20,053千円
尾張東部浄水場導水設備改良工事	令和７年度から 令和９年度まで	627,572千円
豊田ポンプ場自家発電設備改良工事	令和７年度から 令和９年度まで	207,330千円
上野浄水場沈澱池機械設備改良工事	令和８年度	641,086千円
貞宝線配水管移設工事	令和８年度	9,281千円
九号地線配水管布設工事	令和８年度	140,000千円

	愛知用水水道事務所庁舎長寿命化改良工事	令和8年度	90,684千円	
	吉良友国ポンプ場自家発電機室改良工事	令和8年度	68,609千円	
	安城浄水場防護柵改良工事	令和8年度	92,400千円	
	幸田幹線始め4配水管電気防食設備改良工事	令和8年度	66,600千円	
	安城東線配水管布設工事	令和8年度	199,396千円	
	第1刈谷線第1号支線配水管布設工事	令和8年度	38,168千円	
	第2北部幹線配水管布設工事	令和8年度	622,492千円	
	第2衣浦幹線配水管布設工事	令和8年度から 令和10年度まで	2,697,300千円	
	新川水管橋耐震補強工事	令和8年度	300,000千円	
	三好幹線始め2配水管配水設備耐震補強工事	令和8年度	38,642千円	
	武豊線分岐線配水管布設工事	令和8年度	5,688千円	
	明知線配水管移設工事	令和8年度	44,000千円	
	豊橋臨海幹線第6号支線配水管布設工事	令和8年度	86,462千円	
	臨海支線配水管布設工事	令和8年度	157,471千円	
	尾張西部浄水場始め3施設電気設備改良工事	令和7年度から 令和9年度まで	31,963千円	

尾張東部浄水場始め5 浄水場電気設備改良工事	令和7年度から 令和9年度まで	167,847千円
次世代高度情報通信ネットワーク整備工事	令和8年度	316,469千円
上野浄水場薬品注入設備改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	9,842千円
名古屋東幹線配水管改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	18,000千円
蒲郡幹線配水管改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	14,000千円
豊橋臨海幹線第4号支線配水管改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	32,107千円
尾張水道事務所庁舎長寿命化改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	6,869千円
豊川浄水場始め3 施設計装設備改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	11,700千円
広域送水監視制御システム改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	2,229千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|---|
| 1 起債の目的 | 豊川用水2期関連事業費及び施設費 |
| 2 限度額 | 4,409,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に |

元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 866,590千円

2 交際費 74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、128,749千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、282,000千円と定める。

令和7年2月17日提出

愛知県知事 大村秀章

第 1 6 号 議 案 令和 7 年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 売 却 宅 地	367,200㎡
2 買 収 宅 地	631,200㎡
3 宅 地 造 成	93,600㎡

三 河 港

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			
第 1 款 事 業	収 益		16,480,818 千円
第 1 項 営 業	収 益		16,316,528 千円
第 2 項 営 業	外 収 益		164,290 千円
支 出			
第 1 款 事 業	費 用		12,355,422 千円
第 1 項 営 業	費 用		12,084,150 千円
第 2 項 営 業	外 費 用		268,272 千円
第 3 項 予 備	費 用		3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,243,692千円は、過年度分留保

資金で補てんするものとする。。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	11,313,561千円
第1項 企 業 債	11,300,000千円
第2項 受 託 事 業 収 入	13,559千円
第3項 雑 収 入	2千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	15,557,253千円
第1項 宅 地 造 成 費	15,349,453千円
第2項 建 設 利 息	202,800千円
第3項 予 備 費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
半田石塚地区調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	84,289千円
刈谷依佐美（2期）地区調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	98,780千円
日進東部地区調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	74,000千円
安城北山崎地区整地工事	令和8年度から 令和12年度まで	2,110,000千円
田原4区排水施設整備工事	令和8年度	300,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 用地造成事業費 |
| 2 限度額 | 11,300,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|-----------|
| 1 職員給与費 | 676,432千円 |
| 2 交際費 | 74千円 |

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
土 地	工 業 用 地	625,000㎡

2 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
土 地	工 業 用 地	215,000㎡	売 却
建物その他の工 作物	公 共 用 施 設	3 か所	譲 与

令和7年2月17日提出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章